

業績目標 1-4-2：期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組

期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより徴収します。

上記目標
の概要

期限内収納の実現に向けた各種施策の実施や滞納整理は、申告・調査による適正課税の確保と並んで税務行政における重要な事務であり、適正・公平な課税の実現は、これらの事務が的確に行われて初めて完結するものです。

このため、期限内収納の実現に向けた積極的な周知・広報に取り組むとともに、期限内に納付しない納税者に対して滞納処分を執行することなどにより、確実な徴収を図ります。

(上記目標を達成するための施策)

業1-4-2-1：期限内収納の実現に向けた各種施策の実施

業1-4-2-2：滞納を未然に防止するための取組

業1-4-2-3：効果的・効率的な徴収事務の運営

業1-4-2-4：滞納の整理促進への取組

業1-4-2-5：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収

業績目標1-4-2についての評価結果

業績目標についての評定

S 目標達成

評定の理由

全ての業績目標が「S 目標達成」であったことから、「S 目標達成」としました。
なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。

業績の分析

(必要性・有効性・効率性等)

期限内収納の実現に努めるとともに、滞納の整理促進に取り組むことは、国税の適正・公平な徴収を実現するために重要な取組です。

大口・悪質事案や処理困難事案について、適時にプロジェクトチームを編成し組織的な対応を図るなど、滞納の整理促進に取り組みました。

集中電話催告センター室（用語集参照）においては、新規発生滞納事案へ早期に催告を行い、必要に応じて夜間に催告を行うなど、効果的・効率的な滞納整理を実施しました。

なお、納税者から、一括納付が困難との相談を受けた場合は、納税者の置かれた状況等に配慮し、親切かつ丁寧な対応を行うとともに、納付能力調査を中心として納税者の実情等を十分に把握した上で、法令等に基づき猶予制度を適切に適用しました。

一方で、期限内に納税した納税者との公平性の確保を図る観点から、十分な資力がある者、著しく売上・収入が増加しているにもかかわらず納付の意思が認められない者等については、時機を逸することなく滞納処分を実施するなど厳正に対処しました。

施策	業 1-4-2-1：期限内収納の実現に向けた各種施策の実施		
測定指標（定性的な指標）	[主要]業 1-4-2-1-B-1：期限内収納を確保するための取組		
	目標	期限内収納を確保するため、期限内納付に関する周知・広報、振替納税の利用勧奨及び振替日の周知等の各種施策を実施します。	達成度
		（目標の設定の根拠） 国税庁ホームページなどの各種広報媒体や地方公共団体、税理士会、関係民間団体、業界団体等の説明会などを活用した期限内納付に関する周知・広報、個人の新規納税者を中心とした振替納税の利用勧奨及び振替日の周知等を実施することは、期限内収納を確保するために重要であることから目標として設定しています。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	（実績） 確定申告期においては、テレビCMやX（旧Twitter）などの各種広報媒体を通じて、申告期限や納期限、口座振替日の周知・広報を行い、申告会場を訪れた個人の納税者を中心に、振替納税の利用勧奨を的確に実施しました。 また、源泉所得税や消費税中間申告分など、納付の機会が多い法人の納税者を対象に、金融機関や地方公共団体等の関係者と連携して、ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）の積極的な利用勧奨を行いました。 さらに、ダイレクト納付について、令和6年4月から、自動ダイレクトを導入し、更なる納税者利便の向上を図った上で、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組みました。 （目標の達成度の判定理由） 上記に記載した実績のとおり、期限内収納の確保を図るため、各種広報媒体を通じて期限内納付に関する周知・広報を行い、個人の新規納税者を中心に、振替納税の利用勧奨を行いました。 また、ダイレクト納付については、納税者のニーズを踏まえつつ、金融機関や地方公共団体等の関係者と連携して利用拡大に向けて取り組んだ結果、令和5年度は、約413万件（前年度比＋76万件、123％）の利用がありました。 その他、納付しやすい環境の整備という観点から、自動ダイレクトの導入やスマホアプリ納付を拡大し、キャッシュレス納付の利便性の向上に取り組みました。 このように、期限内収納の確保を図るため、各種施策に取り組んだことから、達成度は「○」としました。 今後も、引き続き期限内収納の確保に向けた各種施策の検討を行うとともに、税務行政の効率化や現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、キャッシュレス納付環境の整備及びその利用推進に向けて取り組みます。	○
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

施策	業 1-4-2-2：滞納を未然に防止するための取組		
測定指標（定性的な指標）	[主要]業 1-4-2-2-B-1：滞納を未然に防止するための取組		
	目標	滞納を未然に防止するため、期限内納付の呼び掛けや督促状発付前の電話等での納付指導等の各種施策を実施します。 （目標の設定の根拠） 前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者に対して、あらかじめ、はがき等で期限内納付を促すことや、期限までの納付がない納税者に対して、督促状を発する前に電話等での納付指導に取り組むことは、滞納を未然に防止するために重要であることから目標として設定しています。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	（実績） 滞納の未然防止を図るため、関係民間団体等に対する期限内納付に関する周知・広報依頼、ダイレクト納付を利用した予納（予納ダイレクト）を活用した計画的な納税資金の積立ての呼び掛け及び納期限前後における文書や電話での納付指導の実施などの各種施策に取り組みました。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、滞納の未然防止を図るため、国税局及び税務署が一体となり、関係民間団体等に対する期限内納付に関する周知・広報を行うとともに、税務署においては、署を挙げて納税者の態様に応じた期限内納付の呼び掛けを行ったほか、集中電話催告センター室を中心として督促状を発する前の電話等での納付指導等の取組を積極的に行いました。 また、賦課部門による調査時の納付しようや予納制度（用語集参照）の積極的な利用勧奨を行うなど、賦課部門とも連携しつつ滞納の未然防止に取り組みました。 こうした取組等の結果、国税の滞納発生割合は1.0%となりました。 このように、滞納の未然防止を図るため、各種施策に取り組んだことから、達成度は「○」としました。	○
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

業 1－4－2－2に係る参考情報

参考指標 1：国税の滞納発生割合 （単位：％）

会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
滞納発生割合	0.9	0.9	1.1	1.0	1.0

（出所）徴収部徴収課調

（注）滞納発生割合は、当該年度の徴収決定済額（地方消費税額を除いています。）のうち、当該年度に発生した滞納税額（地方消費税額を除いています。）の占める割合です。

施策

業 1-4-2-3：効果的・効率的な徴収事務の運営

測定指標（定量的な指標）

[主要]業 1-4-2-3-A-1：滞納整理事務の割合

(単位：％)

事務年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	達成度
目標値	80	80	80	80	80	○
実績値	76.4	75.6	78.5	80.8	82.1	

(出所) 徴収部徴収課調
(注 1) 数値は、徴収事務に従事する職員が従事した合計日数のうち、滞納整理事務に従事した日数の占める割合です。
(注 2) 「滞納整理事務」とは、滞納者に対する納付折衝、財産調査、差押え、公売（用語集参照）等の事務をいいます。

(目標値の設定の根拠)
滞納の整理促進を図るため、必要な滞納整理事務量が確保されているかを測定する指標として、滞納整理事務の割合を設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、80%としました。

(目標の達成度の判定理由)
滞納の整理促進を図るため、内部事務の合理化・効率化に取り組むとともに、限られた人的資源を効果的・効率的に配分し、滞納整理に係る事務量を可能な限り確保しました。また、徴収システム（用語集参照）の各種機能を活用して、限られた事務量の最適な配分に取り組むとともに、滞納事案の進行管理の充実を図るなど、これまで以上に滞納事案の総体的及び個別的進行管理を適切に実施しました。
こうした取組の結果、徴収事務のうち滞納整理事務の割合は 82.1%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

業 1-4-2-3-A-2：集中電話催告センター室における催告回数

(単位：千回)

事務年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	達成度
目標値	2,000	2,000	2,000	2,000	2,300	○
実績値	1,431	1,345	1,864	1,940	2,387	

(出所) 徴収部徴収課調
(目標値の設定の根拠)
新たに発生する滞納事案等について、限られた人員の下、早期かつ反復的に電話催告等を行うことは、滞納の整理促進を図る上で効果的・効率的であることから、催告回数を指標として設定しています。
なお、令和 5 事務年度から、これまで税務署で実施していた督促前納付指導を、集中電話催告センター室が主体となってシステムを活用して実施することとしており、これにより催告対象が拡大することから、目標値は、2,300千回としました。

(目標の達成度の判定理由)
大量・反復的に発生する新規発生滞納事案に対し、早期かつ反復的に催告を実施するとともに、必要に応じて、日中に応答のない滞納者に対して夜間や閉庁日（日曜日）に催告を実施したほか、A I を活用し、滞納者の情報（規模・業種等）や過去の架電履歴等を分析した応答予測モデルにより作成した効果的なコールリストを活用した電話催告を実施するなど、効果的・効率的な滞納整理を実施しました。
こうした取組の結果、催告回数は2,387千回となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

測定指標（定性的な指標）	[主要]業 1-4-2-3-B-1：効果的・効率的な滞納整理の実施		
	目標	集中電話催告センター室、国税局（特別整理部門等）及び税務署の役割分担を明確にして効果的・効率的な滞納整理を実施します。 （目標の設定の根拠） 効率的な電話催告等により実地の滞納整理の必要性について見極め等を行い、滞納整理事務量を確保する体制を整備し、徴収担当部署全体として効果的・効率的な滞納整理を実施することは、国税の適正・公平な徴収の実現のために重要であることから目標として設定しています。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	（実績） 限られた事務量の下で、効果的・効率的な滞納整理を実施するため、新たに発生する滞納事案等について、集中電話催告センター室において、早期かつ反復的に電話催告等を実施しました。それでもなお完結とならなかった事案等については、国税局（特別整理部門等）及び税務署において実地による滞納整理を実施するなど、各部署の役割分担を明確にして効果的・効率的な滞納整理を実施しました。 また、滞納者ごとの最適な接触方法の分析について、予測モデルの構築や精度の向上に取り組んでおり、本格運用を見据えた検証を実施しました。 （目標の達成度の判定理由） 集中電話催告センター室において、徴収システムの催告機能及び非常勤職員を含むオペレーターの事務量を最大限活用し、集中的に電話催告等を実施した結果、令和5事務年度における集中電話催告センター室の滞納整理状況は、催告対象者数966,578者に対して、完結者数691,904者、納付誓約者数100,488者となり、催告対象者の82.0%が完結又は納付誓約となりました。これにより、国税局及び税務署における実地の滞納整理事務量の確保や、実地による滞納整理が必要な事案の見極めを行い、徴収担当部署全体として、効果的・効率的な滞納整理を実施しました。 このように、効果的・効率的な滞納整理の実施に取り組んだことから、達成度は「○」としました。	○
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	測定指標の達成度が全て「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

業 1-4-2-3に係る参考情報

参考指標 1：集中電話催告センター室における完結者数

（単位：者）

事務年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
完結者数	499,705	576,471	609,739	612,841	691,904

（出所）徴収部徴収課調

参考指標 2：集中電話催告センター室の滞納整理状況

(単位：者、%)

事務年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
完結者数	499,705	576,471	609,739	612,841	691,904
納付誓約者数	45,704	68,431	74,720	83,461	100,488
催告対象者数	813,538	841,683	807,809	834,951	966,578
センター処理割合	67.0	76.6	84.7	83.4	82.0

(出所) 徴収部徴収課調

施策 業 1-4-2-4：滞納の整理促進への取組			
測定指標 (定性的な指標)	[主要]業 1-4-2-4-B-1：滞納の整理促進への取組		
	目標	滞納整理に当たっては、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応し、滞納の整理促進に取り組みます。	達成度
		(目標の設定の根拠) 滞納の整理促進に取り組むことは、国税の適正・公平な徴収の実現のために重要であることから目標として設定しています。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	(実績) 滞納処分の執行は、納税者の権利・利益に強い影響を及ぼすことから、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応しました。 大口・悪質事案や処理困難事案に対しては、適正な納税義務の履行を確保するため、厳正かつ毅然とした対応を行うとともに、消費税滞納事案を確実に処理するなど、滞納の整理促進に取り組みました。 (目標の達成度の判定理由) 令和5事務年度の滞納整理に当たっては、納税者から、一括納付が困難との相談を受けた場合は、納税者の置かれた状況等に配慮し、親切・丁寧に対応するとともに、納付能力調査を中心として納税者の実情等を十分に把握した上で、法令等に基づき猶予制度を適切に適用しました。 一方で、期限内に納税した納税者との公平性の確保を図る観点から、十分な資力がある者、著しく売上・収入が増加しているにもかかわらず納付の意思が認められない者等については、時機を逸することなく滞納処分を実施するなど厳正に対処しました。 また、大口・悪質事案や処理困難事案については、厳正かつ毅然とした対応を行うこととし、差押え等の滞納処分を実施するとともに、差押債権取立訴訟(用語集参照)の提起等の法的手段を積極的に活用するなど、着実な整理促進を図りました。また、滞納整理の過程において、財産の隠蔽等の滞納処分免脱罪(用語集参照)に該当する行為を把握した場合には、確実に告発を行うなど、特に厳正に対処しました。 さらに、国際的な租税の徴収回避に対しては、資料情報の活用などにより国外財産を把握し、租税条約の要件に該当するものについて確実に徴収共助(用語集参照)の要請を行いました。 こうした取組の結果、令和5年度における全税目の滞納整理中のものの額(滞納残高)は9,276億円となり、その内消費税の滞納整理中のものの額(滞納残高)は3,580億円となりました。 このように、滞納の整理促進を図るため各種施策に取り組んだことから、達成度は「○」としました。	○

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

業 1－4－2－4 に係る参考情報

○ 滞納整理中のものの状況等

令和 5 年度の全税目の滞納整理中のものの額（滞納残高）は 9,276 億円となっています。

参考指標 1：租税滞納の状況

（単位：億円）

会計年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
新規発生滞納額 (内消費税)	5,528 (3,202)	5,916 (3,456)	7,527 (3,997)	7,196 (3,630)	7,997 (4,383)
整理済額 (内消費税)	6,091 (3,438)	5,184 (2,879)	6,956 (3,692)	7,104 (3,772)	7,670 (4,212)
滞納整理中のものの額 (内消費税)	7,554 (2,668)	8,286 (3,245)	8,857 (3,551)	8,949 (3,409)	9,276 (3,580)

（出所）報道発表資料（令和 6 年 8 月 徴収部徴収課調）

(https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2024/sozei_taino/pdf/sozei_taino.pdf)

（注）地方消費税額を除いています。また、各々の計数において、億円未満を四捨五入しているため、差引きは一致しません。

参考指標 2：滞納人員

（単位：人）

会計年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
滞納人員	435,575	553,658	523,077	510,898	529,578

（出所）徴収部徴収課調

参考指標 3：納税の猶予及び換価の猶予の処理件数

（単位：件）

事務年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
納税の猶予	102,044	237,210	8,160	1,601	420
換価の 猶 予	職権	17,537	34,533	39,230	25,872
	申請	34,896	46,894	73,282	57,561
					47,059

（出所）徴収部徴収課調

参考指標 4：差押件数

（単位：件）

事務年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
差押件数	391,381	15,293	35,393	70,407	72,896

（出所）徴収部徴収課調

（注 1）差押件数は、令和元年度の計数は、差し押さえた財産の数量を集計しているため、年度によって増減があります。令和 2 年度からは、より適切に実績を評価するため、換価を行う単位で集計するよう、集計方法を変更しています。

（注 2）令和 4 事務年度の「差押件数」については、令和 4 事務年度評価書から訂正を行いました。

参考指標 5：公売公告物件数

(単位：件)

事務年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
処理件数	5, 298	2, 115	3, 756	3, 839	21, 008

(出所) 徴収部徴収課調

(注) 公売公告物件数については、一度に多数差し押さえた同種の財産を公売する場合等があるため、年度によって増減があります。

参考指標 6：原告訴訟（注）事件の処理件数

(単位：件)

会計年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
発生件数	115	102	115	137	139
終結件数	130	104	109	132	141
終結件数のうち勝訴件数	129	102	109	132	141
繰越件数	27	25	31	36	34

(出所) 徴収部徴収課調

(注) 用語集参照

施策	業 1-4-2-5：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収		
測定指標（定性的な指標）	[主要]業 1-4-2-5-B-1：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収		
	目標	厚生労働大臣から委任される年金保険料の滞納事案については、国税庁が有するノウハウと専門性を生かし、的確な徴収に努めます。 （目標の設定の根拠） 厚生年金保険法等の規定に基づき厚生労働大臣から委任される年金保険料の滞納事案について、徴収実務に関する税・年金当局間の連携強化を図るとともに、国税庁が有するノウハウと専門性を生かして徴収することは、年金保険料の的確な徴収のために重要であることから目標として設定しています。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	（実績） 年金保険料の徴収を担当する職員を対象に研修を実施するなど体制の整備を図り、厚生労働大臣から委任を受けた年金保険料の滞納事案については、ノウハウと専門性を生かし、年金保険料の的確な徴収に取り組みました。 （目標の達成度の判定理由） 委任を受けた年金保険料の的確な徴収に取り組んだことから、達成度は「○」としました。 なお、令和5年度においては、106件の委任を受けています。	○
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

評価結果の反映	以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。 (業1-4-2-1：期限内収納の実現に向けた各種施策の実施) 期限内収納の確保を図るため、国税庁ホームページなどを活用した期限内納付に関する周知・広報、個人の新規納税者に対する振替納税の利用勧奨やダイレクト納付の利用可能金融機関の拡大等の取組を積極的に実施します。 (業1-4-2-2：滞納を未然に防止するための取組) 前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者に対しては、新たに納付期限が到来する国税について、あらかじめ文書や電話で期限内納付を促し、また、期限までに納付しない納税者に対しては、消費税を中心に督促状を発する前の電話での納付指導を積極的に行うなど、賦課部門とも連携しつつ、滞納の未然防止を図ります。 (業1-4-2-3：効果的・効率的な徴収事務の運営) 徴収事務運営に当たっては、滞納整理に係る事務量を可能な限り確保するとともに、集中電話催告センター室における集中的な電話催告等を行うことにより、効果的・効率的な滞納整理を実施します。 また、集中電話催告センター室においては、引き続き、A Iを活用して効率的に電話催告を実施し、効率化した事務量をもって督促前納付指導の実施件数を拡大するなど、滞納の未然防止・早期徴収を図ります。 (業1-4-2-4：滞納の整理促進への取組) 適正に納税義務を履行しない大口・悪質事案や処理困難事案について、厳正・的確な滞納処分を執行するほか、消費税滞納事案を確実に処理するなどにより、滞納の整理促進を図ります。 滞納処分の執行は、納税者の権利・利益に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、事実関係を正確に把握した上で、法令等に定められた手続を遵守して、差押え、公売等の滞納処分を行う一方、納税の猶予、換価の猶予等の納税緩和措置を講じるなど、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応します。 (業1-4-2-5：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収) 厚生労働大臣から委任される厚生年金保険料や国民年金保険料等の徴収事務について、厚生労働省及び日本年金機構と緊密に連携し、委任を受けた事案については、引き続きノウハウと専門性を生かし、年金保険料を的確に徴収します。
財務省政策評価懇談会における意見	○ 実績目標（小）1-2（税務行政のデジタル・トランスフォーメーション）や業績目標 1-4-2（期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組）などで記載のあるA Iの活用といった点を今後更に進めていただきたいと考えており、大変期待している。[再掲：1-2 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション]
実績目標に関連する施政方針演説等内閣の主な重要施策	該当なし
実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報	国税庁レポート 2024（令和6年6月国税庁）、令和5年度租税滞納状況の概要（令和6年8月国税庁）
前事務年度実績評価結果の施策への反映状況	(業1-4-2-1：期限内収納の実現に向けた各種施策の実施) 期限内収納の確保を図るため、国税庁ホームページなどを活用した期限内納付に関する周知・広報、個人の新規納税者に対する振替納税の利用勧奨やダイレクト納付の利用可能金融機関の拡大等の取組を積極的に実施しました。

	（業1-4-2-2：滞納を未然に防止するための取組） 前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者に対しては、新たに納付期限が到来する税金について、あらかじめ文書や電話で期限内納付を促し、また、期限までに納付しない納税者に対しては、消費税を中心に督促状を発する前の電話での納付指導を積極的に行うなど、賦課部門とも連携しつつ、滞納の未然防止に取り組みました。
	（業1-4-2-3：効果的・効率的な徴収事務の運営） 徴収事務運営に当たっては、滞納整理に係る事務量を可能な限り確保するとともに、集中電話催告センター室における集中的な電話催告等を行うことにより、効果的・効率的な滞納整理を実施しました。
	（業1-4-2-4：滞納の整理促進への取組） 滞納処分の執行は、納税者の権利・利益に特に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、事実関係を正確に把握した上で、法令等に定められた手続を遵守して、差押え、公売等の滞納処分を行う一方、納税の猶予、換価の猶予等の納税緩和措置を講じるなど、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応しました。
	（業1-4-2-5：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収） 厚生労働大臣から委任される厚生年金保険料や国民年金保険料等の徴収事務については、厚生労働省及び日本年金機構と緊密に連携し、引き続きノウハウと専門性を生かし、年金保険料の的確な徴収に取り組みました。

担当部局等	徴収部（管理運営課、徴収課）	実績評価実施時期	令和6年10月
-------	----------------	----------	---------